

報酬表 (表示価格は消費税込。平成27.9.1改正)

I. 雇員間報酬 (法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務)

社会保険労務士法別表第1のうち、次の8つの法令に基づいて行政機関等に提出する申請書等の作成、申請書等の提出代理 (又は提出代行) 及び労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務 (複雑なものを除く) を、月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬

- 1) 労働基準法 (就業規則、各種労使協定、事業付属寄宿舍規則を除く)
- 2) 労働者災害補償保険法
- 3) 雇用保険法 (二事業に係る給付申請を除く)
- 4) 労働保険の保険料の徴収に関する法律 (概算・確定保険料申告を除く)
- 5) 労働安全衛生法 (許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認を除く)
- 6) 健康保険法 (標準報酬月額算定基礎届を除く)
- 7) 厚生年金保険法 (標準報酬月額算定基礎届、年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く)
- 8) 国民年金法 (年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
人員	4人以下	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~69人	70~99人	100~149人	150~199人	200~249人	250~299人	300人以上
報酬月額	23,760円	35,640円	47,520円	59,400円	71,280円	95,040円	118,800円	154,440円	190,080円	225,720円	261,360円	協 議

*1 人員は、事業主・役員を含み、パートタイマー等非常勤従業員については2人で正規従業員1人に換算します。 *2 上記8つの法令の一部の顧問契約については、右表に掲げる割合となります。

一部顧問の報酬		(左表の額の)
労災保険のみの顧問	継続事業	40%
	有期事業	50
雇用保険のみの顧問		40
労災・雇用保険のみの顧問		70
健康保険のみの顧問		40
厚生年金保険のみの顧問		40
健康保険・厚生年金保険のみの顧問		40

II. 相談顧問報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

労働社会保険諸法令及び労務管理に関する項目につき、月を単位として継続的に相談を受け、その指導を受託する場合に受ける報酬 (人員のカウンタは「顧問報酬」に同じ)

	①	②	③	④	⑤
人員	~99人	100~199人	200~499人	500~999人	1,000人以上
報酬月額	54,000円	86,400円	129,600円	172,800円	協 議

III. 手続報酬 (法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務)

手続 (手続代理) ごとに受託する場合に受ける報酬

1. 諸届等 ① 諸届、報告 17,820円 ② 許認可申請 35,640円 2. 就業規則、諸規程の作成・変更・届出 ① 就業規則 新規・全面変更、基本料 (一規程につき) 86,400円 ② 貸金・退職金・旅費等規程 一部変更 (#) 54,000円 ③ 安全・衛生規程 文案作成料 1頁につき 10,800円 ④ 寄宿舍規則 (A4版1頁約2,000字) ⑤ その他の人事関係規程	4. 保険料申告、算定 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員</th> <th colspan="3">労働保険料概算・確定申告</th> <th rowspan="2">健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届 [月額変更届] [賞与支払届])</th> </tr> <tr> <th>継続事業</th> <th>一括有期事業</th> <th>有期事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td> <td>32,400円</td> <td>・工事24件未満</td> <td rowspan="5">54,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>10人~19人</td> <td rowspan="2">43,200円</td> <td>43,200円</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td>20人~29人</td> <td>・24~48件未満</td> <td>48,600円</td> </tr> <tr> <td>30人~39人</td> <td>64,800円</td> <td>59,400円</td> </tr> <tr> <td>40人~49人</td> <td>54,000円</td> <td>・48件以上</td> <td>70,200円</td> </tr> <tr> <td>50人以上</td> <td>協 議</td> <td>協 議</td> <td>協 議</td> </tr> </tbody> </table>	人員	労働保険料概算・確定申告			健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届 [月額変更届] [賞与支払届])	継続事業	一括有期事業	有期事業	9人以下	32,400円	・工事24件未満	54,000円	27,000円	10人~19人	43,200円	43,200円	37,800円	20人~29人	・24~48件未満	48,600円	30人~39人	64,800円	59,400円	40人~49人	54,000円	・48件以上	70,200円	50人以上	協 議	協 議	協 議	6. 各種労使協定 ① 時間外・休日労働協定届 (1件につき) 17,820円 ② ①以外の労使協定書作成 (1頁につき) 10,800円 7. 労働安全衛生 ① 事故報告 64,800円 ② 労働者死傷病報告 (休業4日以上) 21,600円 ③ 一般的な諸届 17,820円 ④ 労働安全衛生に係る複雑な諸届 協 議 8. その他の各法関係 ① 職業安定法 求人申込 一般 27,000円 " " 学卒 43,200円 ② 労働者派遣法 ア 一般労働者派遣事業許可申請 216,000円 イ 特定労働者派遣事業届 108,000円 ウ 労働者派遣事業廃止届 54,000円 ③ 最低賃金法 適用除外申請 32,400円 ④ 地域雇用開発等促進法、その他各種助成金 1つの申請・請求ごとに108,000円に助成額の2%を加算した額。ただし、助成額が5,000万円を超える場合は超える部分についての加算率は協議 ⑤ 不服申立 審査請求 118,800円 異議申立 118,800円 再審査請求 178,200円
人員	労働保険料概算・確定申告			健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届 [月額変更届] [賞与支払届])																													
	継続事業	一括有期事業	有期事業																														
9人以下	32,400円	・工事24件未満	54,000円	27,000円																													
10人~19人	43,200円	43,200円		37,800円																													
20人~29人		・24~48件未満		48,600円																													
30人~39人	64,800円	59,400円																															
40人~49人	54,000円	・48件以上		70,200円																													
50人以上	協 議	協 議	協 議																														
3. 労働保険・社会保険の新規適用届、廃止 (全喪) 届 ① 新規適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>労災保険・雇用保険</th> <th>健康保険・厚生年金保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人以下</td> <td>54,000円</td> <td>86,400円</td> </tr> <tr> <td>5~9人</td> <td>75,600円</td> <td>108,000円</td> </tr> <tr> <td>10~19人</td> <td>97,200円</td> <td>129,600円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>1人増すごとに1,080円加算</td> <td>1人増すごとに1,080円加算</td> </tr> </tbody> </table>	人員	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険	4人以下	54,000円	86,400円	5~9人	75,600円	108,000円	10~19人	97,200円	129,600円	20人以上	1人増すごとに1,080円加算	1人増すごとに1,080円加算	5. 保険給付申請・請求 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>額 (請求1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労災保険・健康保険請求</td> <td>32,400円または支給額の12.5%~18.75%の低い方の額</td> </tr> <tr> <td>年金給付請求 [一般的なもの]</td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td>第三者行為による保険給付請求</td> <td>労災保険 86,400円 健康保険 64,800円</td> </tr> <tr> <td>雇用保険法二事業による給付請求</td> <td>助成金の12.5~18.75%</td> </tr> <tr> <td>労災保険特別加入に係る給付請求</td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td>高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請</td> <td>証明書 (確認書含む) 16,200円 支給申請 10,800円</td> </tr> <tr> <td>その他の申請等</td> <td>21,600円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	額 (請求1回につき)	労災保険・健康保険請求	32,400円または支給額の12.5%~18.75%の低い方の額	年金給付請求 [一般的なもの]	32,400円	第三者行為による保険給付請求	労災保険 86,400円 健康保険 64,800円	雇用保険法二事業による給付請求	助成金の12.5~18.75%	労災保険特別加入に係る給付請求	32,400円	高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書 (確認書含む) 16,200円 支給申請 10,800円	その他の申請等	21,600円	
人員	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険																															
4人以下	54,000円	86,400円																															
5~9人	75,600円	108,000円																															
10~19人	97,200円	129,600円																															
20人以上	1人増すごとに1,080円加算	1人増すごとに1,080円加算																															
項目	額 (請求1回につき)																																
労災保険・健康保険請求	32,400円または支給額の12.5%~18.75%の低い方の額																																
年金給付請求 [一般的なもの]	32,400円																																
第三者行為による保険給付請求	労災保険 86,400円 健康保険 64,800円																																
雇用保険法二事業による給付請求	助成金の12.5~18.75%																																
労災保険特別加入に係る給付請求	32,400円																																
高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書 (確認書含む) 16,200円 支給申請 10,800円																																
その他の申請等	21,600円																																
② 適用廃止 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>労災保険・雇用保険</th> <th>健康保険・厚生年金保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人未満</td> <td>54,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td colspan="2">1人増すごとに1,080円加算</td> </tr> </tbody> </table>	人員	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険	10人未満	54,000円	54,000円	10人以上	1人増すごとに1,080円加算																									
人員	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険																															
10人未満	54,000円	54,000円																															
10人以上	1人増すごとに1,080円加算																																

*1 手続報酬は、事務代理を行なう場合20%を加算します。 *2 当法人が社会保険労務士法に基づいて審査する場合は、当該報酬額を申し受けます。 *3 3. ②適用廃止について。人員は、労働保険・雇用保険法については1. 顧問報酬の項を準用し、健康保険・厚生年金保険については被保険者数とします。離職証明書及び任意継続被保険者等に関する各種手続作成は、1件につき5,400円を加算します。 *4 4. 保険料申告・算定について。人員は3. ②の適用廃止を準用します。二元適用事業及び特別加入等が2件以上にわたる場合は、申告書1件ごとに16,200円を加算します。 *5 5. 保険給付申請・請求について。[年金給付請求]の複雑なものは、着手金32,400円。支給権発生時 年金額の2ヵ月分または初回振込受給額の12.5~18.75%のいずれか高い方の額。その他複雑なものは、協議。

IV. 個別労働関係紛争解決代理報酬 (法第2条第1項 第1号の4・第1号の5・第1号の6に掲げる業務)

1. あっせん申請書又は答弁書を作成した場合に受ける報酬 1件につき 178,200円 (ただし、複雑なものは協議)
2. あっせんを代理する場合に受ける報酬 1時間につき 17,820円
3. 労働組合による団体交渉立会に受ける着手金 118,800円~237,600円
4. 労働組合による団体交渉にあたって、立会う場合に受ける報酬 1時間につき 22,680円
5. 労働組合による団体交渉が終了した際に受ける報酬 118,800円または解決金の12.5%~18.75%の高い方の額

V. 帳簿作成報酬 (法第2条第1項 第2号に掲げる業務)

労働社会保険諸法令に基づいて帳簿を作成した場合に受ける報酬 (申請書等を除く) その種類・量ごと協議

VI. 労務管理報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

労務管理に関する下記の項目につき、相談・指導・企画・立案及び運用の指導を受託する場合に受ける報酬 (報酬額は、例示の項目ごととする)

項目	相談・指導	企画・立案	運用の指導	例 示
① 労務計画		540,000円		① 労務方針 ② 労務計画 (年次・長期・中期)
② 雇用管理		540,000円		① 要員計画 ② 採用基準 ③ 適性検査 ④ 配置・異動計画 ⑤ 昇進・昇格計画 (女性昇進制度) ⑥ 職務再編成
③ 人事管理		810,000円		① 職務調査 ② 職務分析・職務評価 ③ 役割要件書、職務記述書 ④ 職務分掌 ⑤ 人事考課 ⑥ 人事記録 ⑦ 自己申告
④ 教育訓練	1回・半日につき	540,000円	1回・半日につき	① 教育訓練計画 (新入社員教育、管理者教育、技能訓練、定年退職前教育) ② ビジネス・コーチング
⑤ 賃金管理	54,000円	810,000円	54,000円	① 賃金水準検討 ② 賃金体系 ③ 賞与 ④ 退職金 (基本給との絶縁) ⑤ 付加価値・労働分配 ⑥ 職務発明等報奨制度
⑥ 労働時間管理		540,000円		① 労働時間 ② 変形労働時間制 ③ フレックスタイム制 ④ 裁量労働制 ⑤ 休暇制度 (リフレッシュ休暇等)
⑦ 安全・衛生管理		810,000円		① 安全・衛生管理計画 ② 健康管理 ③ 作業改善 ④ 安全・衛生管理組織 ⑤ 安全・衛生教育計画 ⑥ メンタル・ヘルス推進
⑧ 人間関係管理		810,000円		① 社内コミュニケーション ② モラル・サーベイ ③ セクシュアル・ハラスメント防止 ④ パワー・ハラスメント防止
⑨ 企業福祉		540,000円		① 社員財産形成 ② 共済制度 ③ 慶弔見舞金 ④ レクリエーション ⑤ カフェテリア・プラン ⑥ 企業年金
⑩ 労使関係管理		540,000円		① 労使協議制度 ② 労使懇談制度 ③ 苦情処理制度
⑪ 労務監査		1,080,000円		① 監査計画 ② 労務監査 ③ 労務監査報告

* 報酬額は、50人規模を基礎としたものです。50人以上は協議。労務管理に係る相談・指導を顧問として行なう場合は、協議。

VII. 相談報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

労働社会保険諸法令、個別労働関係紛争又は労務管理について相談に応じ、又は指導する場合 (顧問契約の複雑な相談を含む) に受ける報酬 1時間につき 16,200円

VIII. 立会・調査報酬 (法第2条第1項 第1号の3に掲げる業務)

1. 立会報酬 関係官庁が行なう調査等にあたって、立会う場合に受ける報酬 (是正報告書等の作成を含む) 1時間につき 22,680円
2. 調査報酬 依頼を受けた業務に付随して、調査・資料収集等特別な業務に従事した場合に受ける報酬 1時間につき 16,200円

IX. 旅費・日当・宿泊費

業務依頼に関し出張した場合に受ける報酬

旅費	鉄道 (グリーン)、航空機、船舶 (特等) の実費	宿泊費	実費	日当	54,000円
----	---------------------------	-----	----	----	---------

X. 給与計算事務料

基本料 月額21,600円。ただし、初期プログラミング料として、給与計算1ヵ月分を申し受けます。

5人以上は、基本料に1人増すごとに540円を加算する。

賞与計算 (臨時的給与計算を含む) は、1回につき上記給与計算と同様とする。

XI. 特例

- ① 印紙税は、別途頂戴します。
- ② 緊急依頼は、20%を加算します。
- ③ 着手料……既適用事業場を新規契約した場合は当該報酬の0.5ヵ月分。手続報酬及び労務管理報酬は当該報酬の50%以内。就業規則等規程の作成については50%。ただし、着手料受領後の解約は着手料の返却をいたしません。

[表示価格は消費税込です。また、源泉税は差し引いて頂く必要はありません。]

※この報酬表は、予告なく改正することがあります。